

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」アンバサダーに関する覚書

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「甲」という。）と八芳園グループ（（株）八芳園、（株）八芳園交流コンテンツプロデュース）以下「乙」という。）は、乙が日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」（以下「日本遺産」という。）のアンバサダーに就任することに関し、次のとおり覚書を締結する。

本取組は、甲と乙が薩摩藩ゆかりの地という共通の歴史的親和性を有すること、及び乙が培ってきた「食」を中心としたエリアプロデュースに関する卓越した知見に基づき、日本遺産のブランド価値を最大化することを趣旨とする。これにより、点在する文化資産をストーリーでつなぐ新たな価値創出及び「賢明な活用（ワイズ・ユース）」を推進し、経済・観光振興、地域住民のアイデンティティ醸成、及び持続可能な地域社会の実現を目指すものである。

第1条（目的）

本覚書は、前文の趣旨に基づき、乙がアンバサダーとして活動する際の連携事項等定めることを目的とする。

第2条（アンバサダーの役割）

- 1 乙は、アンバサダーとして、甲と連携及び協働し、次の各号に掲げる活動を推進、支援するものとする。
 - (1) ユニークベニュー（文化財）を活用した、地域の「食」や「体験プログラム」等の高付加価値なソフトコンテンツの企画・プロデュース
 - (2) 日本遺産の「持続可能な交流拠点」としての確立と運営に向けた助言及び協力
 - (3) 地域住民や地元事業者との共創型プロジェクトの推進支援
 - (4) 日本遺産に関する国内外への戦略的な情報発信
 - (5) その他、本取組の目的を達成するために甲乙が協議して必要と認める活動
- 2 前項各号の業務において、乙は専門的見地からの助言、提案及び監修を中心に行うものとし、実務の実施については別途協議するものとする。

第3条（費用負担）

- 1 前条に定めるアンバサダー活動は、原則として無償とする。ただし、乙が本活動を行うために要した交通費等の実費については、予算の範囲内で甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、取組の目的に基づき実施する個別の事業において費用が発生する場合は、甲乙別途協議の上、契約を締結するものとする。

第4条（期間）

- 1 本覚書の有効期間は、締結の日から令和9（2027）年3月31日までとする。
- 2 期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による更新しない旨の申し出がないときは、本覚書は同一条件でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項の規定に関わらず、甲又は乙が本覚書有効期間中に本覚書の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要に応じて変更又は解除を行うものとする。

第5条（機密保持）

甲及び乙は、本覚書に基づく活動により知り得た機密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。本覚書の効力が失われた後も同様とする。

第6条（協議事項）

- 1 本覚書に定めのない事項、本覚書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。
- 2 本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和8年2月2日

甲：（住所） 栃木県那須塩原市あたご町2番3号
那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 会長

乙：（住所） 東京都港区白金台1丁目1番6号
株式会社八芳園 代表取締役社長
株式会社八芳園交流コンテンツプロデュース 代表取締役

渡辺英知太郎

井上義則